

## 令和3年第1回白河市農業委員会総会議事録

### 1. 開催の日時及び場所

日 時 令和3年1月29日(金)午後2時00分

場 所 サンフレッシュ白河

### 2. 会議構成人員(11名)

出席農業委員(11名)

4番	小松勝恵委員	6番	橋本賢一委員
7番	樋口幹夫委員	8番	山内喜一委員
9番	深谷宏光委員	10番	早津和一委員
11番	山本繁夫委員	14番	齋藤茂委員
15番	塩田一也委員	16番	秋元幸一委員
19番	矢野正則委員		

欠席農業委員(なし)

### 3. 本日の提出議案

- 1 報告第1号 空き家に付属した農地指定解除について
- 2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 5 議案第4号 白河農業振興地域整備計画の変更について

### 4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	鈴木 誠之	主幹兼次長兼係長	大崎 泰弘
主任主査	真船美和子	副主査	三浦 隆史
表郷分室長	山口 清美	大信分室長	新井 修治
東分室長	藤田 和宏		

## ◎開 会

事務局長 皆様、お疲れさまでございます。

定刻前ではありますが、本日ご出席の委員様方、皆様おそろいですので、これより始めたいと思います。

年初めの何かとお忙しい中、今年最初の総会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、申し遅れましたが、令和3年もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、総会の定足数に達しておりますので、ただいまより令和3年第1回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日ご審議いただきます議案は、農地法第3条関係が10件、第5条関係が4件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が10件、白河農業振興地域整備計画の変更関係が2件、合わせて26件ご審議いただくほか、これらの議案審議に先立ちまして、空き家に付属した農地の指定解除について1件の報告がございます。

なお、ご承知のように現在、福島県では新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴いまして、感染予防対策の徹底及び医療提供体制の負荷軽減のため、不要不急の外出自粛要請を発令しております。こうした状況に鑑みまして、本日の総会は、過日運営委員会において協議した結果に基づき、予防対策のため出席委員を減じて開催するものであります。

よろしくお願いいたします。

(午後 2時00分)

---

## ◎会長挨拶

事務局長 では、初めに会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、総会への出席ありがとうございます。

今、事務局からの話にもありましたように、今総会は新型コロナウイルスの蔓延ということで人数を減じての開催となりました。白河市でも過日、新たに3人が感染したということで、いつ誰が感染してもおかしくない状況となっております。こうした中でワクチン接種というような流れも出てきましたので、それまではくれぐれも自助努力を徹底していただきますようよろしくお願いいたします。

本日は26件の案件ということで、慎重に審議をいただきたいと思います。

---

## ◎議事録署名人選出

会 長 それでは議事に入ります。

総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名ではありますが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、7番、樋口幹夫委員、8番、山内喜一委員の両名を指名いたします。

---

◎欠席者の報告

会 長 欠席の申出はありません。

---

◎報告第1号

会 長 報告第1号 空き家に付属した農地指定解除についてを事務局に朗読させます。

事務局(大崎主幹兼次長兼係長) それでは、2ページをご覧ください。

報告第1号 空き家に付属した農地指定について。白河市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準により指定を解除したので、同基準第1条の規定により総会において報告する。

令和3年1月29日報告。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局(真船主任主査) 3ページをご覧ください。

令和元年12月1日施行の白河市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の規定に基づき、令和2年7月31日に白河市空き家に付属した農地と指定した空き家につきまして、所有者より令和3年1月5日に空き家に付属した農地指定解除申出書が出されましたので、同取扱基準第7条の規定に基づき、総会に報告するものであります。

なお、この案件につきましては、この後審議していただく農地法第3条申請書が提出されております。

以上です。

---

◎議案第1号

会 長 次に、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、4ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。令和3年1月29日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会長 事務局より説明をさせます。

事務局（真船主任主査） それでは、5ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその10朗読】

以上、その1からその10までの案件につきまして、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

9番、深谷宏光委員。

深谷委員 表郷古閑地区担当の深谷です。

今回の申請につきましては、去る1月20日、穂積委員と現地調査を行いました。譲渡人と譲受人は親子で贈与です。当日は4人で現地立会い調査を行いました。申請内容について確認したころ、申請内容には問題なく、他の土地への影響もないことを確認いたしました。

皆様の御審議、よろしく願いいたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2について審議します。

地区担当委員の調査結果について、事務局より報告願います。

事務局（真船主任主査） その2の申請について、地区担当、矢野農業委員、山本農業委員、篠宮推進委員よりご報告をいただきましたのでご説明いたします。

今回の申請について、去る1月23日に譲渡人、譲受人立会いのもと現地確認と申請内容について聞き取りし、双方とも申請内容について間違いのないことです。周辺農地への影響、ほかの農業者への影響も問題ないということで、皆様のご審議のほどよろしく願いします。

会 長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その3について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

7番、樋口幹夫委員。

樋口委員 大沼地区担当の樋口です。

去る1月17日に鈴木委員と現地調査を行いました。譲渡人と譲受人には電話で申請内容を確認しました。申請内容については問題ないと思いますので、皆様のご審議をお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その4について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

6番、橋本賢一委員。

橋本委員 表郷金山地区担当の橋本です。

去る1月18日に、鈴木委員と現地を確認いたしました。譲渡人と譲受人は親子関係で、申請内容について電話で確認して、相違ないということでした。なお、これは親子の贈与であって何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その5について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

4番、小松勝恵委員。

小松委員 東釜子西地区担当の小松です。去る1月20日に藤田委員と同行して、譲渡人、譲受人とも会社勤めということで、お父さんとお母さんに現地に来てもらいました。見てもらった結果、譲受人のほうで3年ぐらい前から耕作していたということで、何ら問題はないということです。皆様のご審議よろしくをお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その6について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

4番、小松勝恵委員。

小松委員 東釜子西地区担当の小松です。去る1月20日に藤田委員と同行して、譲渡人、譲受人のお父さんとお母さんに現地に来てもらい、確認してもらいました。譲受人が3年ぐらい前から耕作していたということで、土地、その他に関しては問題がないということなので、皆様の審議をよろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その7を審議します。

地区担当委員の調査結果について、事務局より報告願います。

事務局(真船主任主査) その7の申請について、担当地区、有賀農業委員、深谷推進委員よりご報告をいただきましたのでご説明いたします。

今回の申請について、申請地は昨年7月に空き家に付属した農地として申請がされた際、現地確認をしていましたので電話での確認としました。去る1月26日に譲渡人、1月17日に譲受人、代理人の星野行政書士に申請内容について電話で確認し、双方とも、申請内容について問題ないとのことです。周辺農地への影響、ほかの農業者への影響も問題ないということです。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その8を審議します。

地区担当委員の調査結果について、事務局より報告願います。

事務局(真船主任主査) その8の申請について、担当地区、北野農業委員、高久推進委員よりご報告をいただきましたのでご説明いたします。

今回の申請について、去る1月21日に譲渡人、1月20日に譲受人に申請内容について電話で確認し、双方とも、申請内容について間違いのないとのことです。周辺農地への影響、ほか

の農業者への影響も問題ないということです。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その8について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その9について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

6番、橋本賢一委員。

橋本委員 表郷金山地区担当の橋本です。

去る1月22日に鈴木委員と私で現地確認を行いました。譲渡人の畑と譲受人の畑が、地区は別なんですけどちょうど隣合わせになっていて、これを交換することによって、耕作の便が大変よくなると思います。申請内容は電話で確認いたしました。双方とも問題ないということです。ご審議よろしくお祈いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その9について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その10について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員 表郷金山地区担当の橋本です。これもその9と同じで、私と鈴木委員と2人で現地確認を行いました。先ほど説明したとおりのようなので、皆様のご審議よろしくお祈いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その10について原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎主幹兼次長兼係長) それでは、9ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和3年1月29日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、10ページをご覧ください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の調査結果について、事務局より報告願います。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、報告書の11ページになります。

5条その1につきまして、邊見敏文推進委員より現地調査の結果を賜りましたので、事務局より説明いたします。

今回の申請について、1月22日に鈴木俊信委員と現地調査を行いました。譲渡人には1月22日に、譲受人には1月24日に内容について電話で聞き取りを行い、申請内容について間違いないとこのことを確認しております。

今回の転用による周辺への影響、他の農業者への影響は支障がないとこのことでございます。皆様の審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、15ページをご覧ください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許

可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

15番、塩田一也委員

塩田委員 大信信夫1地区の塩田です。

円谷隆男委員と私と電話で譲渡人に1月22日に申請内容を確認しました。また、譲受人には1月22日当日、同じ日に確認いたしまして何も問題なかったです。周辺に全然影響ないですから、何も問題ないと思いますから、よろしく願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎主幹兼次長兼係長) それでは、20ページをご覧ください。

**【その3朗読】**

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

転用許可の基準といたしましては、一時転用事業が準用されるものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

9番、深谷宏光委員。

深谷委員 表郷古関地区担当の深谷です。

今回の申請につきましては、去る1月24日、穂穂積委員と現地調査を行いました。設定人と被設定人の課長さんと立会いを行いました。当日は雪が15センチくらい降っていたので、調査するのが大変でしたが、農地への影響並びに他の農業者へは全く影響がないことを確認いたしました。皆様のご審議、よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 (大崎主幹兼次長兼係長) それでは、25ページをご覧ください。

【その4朗読】

申請地につきましては、用途地域内にあり、周囲は住宅地でございます。

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の調査結果について事務局より報告願います。

事 務 局 (大崎主幹兼次長兼係長) それでは、報告書14ページご覧ください。

5条その4について、茂木推進委員より現地調査結果を賜りましたので、報告いたします。

今回の申請について、1月23日に砂塚委員と現地調査を行いました。譲渡人には1月23日に申請の内容について電話で確認し、譲受人には1月25日に申請内容について電話で聞き取りを行い、申請内容について間違いのないことを確認しております。

今回の転用による周辺農地への影響、他の農業者への影響は支障ないとのことでございます。

皆様の審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

---

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 (大崎主幹兼次長兼係長) それでは、朗読いたします。

30ページをご覧ください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。令和3年1月29日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号から第10号について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第10号について原案のとおり承認いたします。

---

#### ◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 白河農業振興地域整備計画の変更についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎主幹兼次長兼係長) それでは、朗読いたします。

35ページをご覧ください。

議案第4号 白河農業振興地域整備計画の変更について。農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項及び同法施行規則第3条の2の規定により、意見を求められたので審議するものとする。令和3年1月29日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農業振興地域整備計画の変更その1からその2について、事務局より説明をさせます。

事務局(大崎主幹兼次長兼係長) それでは、36ページご覧ください。

#### 【その1からその2朗読】

以上、農業振興地域整備計画の変更その1からその2について、農地の区分と目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 この案件につきましては、市長より農業委員会に意見を求められております。去る1月20日に運営委員会を開催し、現地調査と併せ、審議を行ったところであります。

その結果につきまして、運営委員会を代表し、齋藤茂委員に報告を求めます。

齋藤委員 14番の齋藤です。

白河農業振興地域整備計画の変更についてにつきましては、去る1月20日に運営委員会を開催し、白河市より意見を求められていた農業振興地域からの除外2件について審議を行いました。

審議の結果、運営委員会としては、計画変更の内容について妥当であると判断し、同意することに決しました。

なお、附帯意見としまして、1件目につきましては、開発地内には農業用水路が通っていることから、水路の管理形態について取決めを行うことなど、周辺の農用地利用に支障が生じないようにすること。

2件目につきましては、当該地は現在、耕作放棄されており、非常に危険な状態であります。本来、遊休農地等は草刈りや害虫駆除等を適正に行うことが求められていることから、転用の有無に関わらず、早急に環境整備を行い、適正な状態にすること。

以上の点を意見として提出することにしましたので、ご報告いたします。

以上です。

会 長 運営委員を代表して報告がありましたが、ほかにご意見ございませんか。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、白河農業振興地域整備計画の変更について、運営委員会の意見に準じ、同意する意見書を市へ提出いたします。

---

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局より。

事務局長 それでは、事務局より申し上げます。

初めに、本日お手元に、昨年、令和2年分の委員報酬に係る源泉徴収票をお配りしておりますのでご確認いただければと思います。

2点目でございます。農地法第32条の規定により行うこととされている農地の利用意向調

査、これを来月、2月の上旬に実施する予定としております。これは、利用状況調査票に緑または黄色と判定された農地所有者に対し、当該農地の今後の利用意向を確認するためアンケートを行うものであります。対象となる所有者の方には返信用の封筒を入れた上でお送りいたしますが、もし農業委員さんの方にお問合せ等ございました際には、お手数でも事務局までお話をおつなぎくださいますようお願いいたします。

続きまして3点目です。過日送りました賃借料情報ですが一部誤りがございました。訂正したものを、本日改めてお配りしましたので、古いものをお手数でも破棄いただければと思います。

次、4点目ですけれども、本日はお手元にお茶を準備しております。また、これまでも小委員会、総会と各種会議時には、事務局でお茶を準備しておりましたが、こうした会議も毎回長時間に及ぶわけでもないということもあってか、一部の委員さんより必要ないんじゃないかといったようなお声がありました。それで、過日、運営委員会で協議した結果、大変申し訳ないんですけれども、2月からはお茶の用意はしないことと決しましたので、次回以降、恐れ入りますが、必要な方は各自持参いただければなと思っております。

続いて、最後ですけれども、次回の総会日程でございます。次回は2月26日金曜日、同じく2時より、ここサンフレッシュ白河での開催となります。

なお、今日は総会の人数を減じて行っておりますけれども、県が出している自粛要請は、2月7日までの予定となっております。期限到来で解除となるか、あるいは延長されるのか、現段階では定かではありませんけれども、この外出自粛要請にとらわれずに、県内ならびに本市の感染者の推移、を見て判断をしてみたいと思いますので、この点につきましても、委員各位のご理解をいただければと思っております。よろしくをお願いいたします。

事務局からは以上であります。

会 長 以上で本日の総会を終了いたします。

---

◎閉 会

会 長 これをもちまして、令和3年第1回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 3時00分)